

# 子どもたちを被害者にも加害者にもさせない 鳥取県青少年健全育成条例改正の動向

鳥取県は全国に先駆け、令和7年3月、生成AIによる子どもの性的画像の合成等を規制する条例改正を行った（同年4月1日施行）。同改正をめぐる動きについて鳥取県子ども家庭部家庭支援課課長補佐の古川麻祐子さんに話を聞いた。

## 条例改正に至る経緯は？

昨年11月の県議会で複数の議員から「性犯罪や闇バイトなど、SNSを介する子どもたちの被害が非常に増えてきた」という質問ができました。県としても、以前からSNSによるいじめや誹謗中傷、偽情報などの問題に危機感を持っていました。これまで平井伸治知事もいろんな施策で対応してきました。

そうしたなか、オーストラリアで16歳未満のSNS利用が禁止されたことなどを受け、11月県議会で平井知事は「青少年健全育成条例の改正を検討したい」と答弁しました。とにかくスピード感をもって、インターネットやSNSを使った被害から子どもたちを守るべく、今年の2月県議会への提案を目指して条例改正の検討を始まりました。

被害者を生まないことはもちろんですが、闇バイトやオンラインカジノなどに軽い気持ちで関わる子どもたちの存在も看過できません。発達の途上にあるため子どもたちは、安易に手を出してしまうことがあります。「実は犯罪だった」とならないために、子どもたちを被害者にも加害者にもさせない、という方向で改正に臨みました。

## 改正のポイントとは？

改正点の概要は、①条例の規制対象となる「賭博」「児童ポルノ等」の定義を明確化し、オンラインカジノや生成AI等により青少年の容貌の画像を加工して作成された児童ポルノを含むことを規定②青少年にSNSの適切な使用方法を習得させることを保護者、学校関係者等の努力義務として規定③児童ポルノ等の作成・製造・提供を禁止④賭博、暴行、窃盗、強盗、詐欺などの犯罪を行う機会をインターネットにより与える行為を禁止⑤フィルタリングソフトウェアを利用して閲覧を防止すべき情報の対象に闇バイト、オンラインカジノが含まれることを明確化し、ペアレンタルコントロールにより青少年のこうした有害情報の閲覧等を防止⑥青少年が使うスマートフォンなどの契約を行うときに、シグナル・テレグラムなど犯罪の連絡手段として使われることがあるアプリの制限方法の説明を事業者に義務付け⑦県は、青少年等からの相談に対応するための体制を整備し、周知・啓発を行う――。

条例の適用範囲は県内になりますが、県内在住の青少年の児童ポルノ等を県外で作成・提供することも禁止されています。また、6月の県議会において「違反者は5万円以下の過料に処する」などの罰則や、知事命令・公表の規定を盛り込んだ

んだ条例改正案が可決されました。

## 今後の抱負をお聞かせください。

パブリックコメントに「条例をつくってくれてありがとうございます」という県民の言葉が寄せられています。そうした声に応えるとともに、もっとたくさんの方々に周知していきたいですね。学校関係者や保護者、事業者などへの普及啓発を繰り返し実施したいと思っています。6月にインターネット・SNS適正利用推進専門家チームを発足しました。検討会を開催して、性的広告対策やメディアリテラシーの指導に係る保護者や学校への支援、また、相談体制のあり方などを話し合います。そして、新たな課題や条例の実効性についても検証していきます。

SNS等を介した犯罪や被害から子どもたちを守る姿勢が明確になりました。しかし、実効性を確保するには、社会を構成する大人が、自分たちの責任としてこれを引き受けて取り組んでいかなければならないと考えています。

（2・3頁：聞き手・編集室）

